



目 次

告 示	ページ
○保安林の解除の予定 (治山林道課)	1
○保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の掲示 (4件) ( )	1
○漁船損害等補償法による同意を求めるとの事前届出 (3件) (漁業管理課)	3
○河川法に基づき保管した所有者不明の工作物の返還 (河 川 課)	3
○道路の供用開始 (道 路 課)	4
公 告	
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	4
高知県公安委員会告示	
○警備員等に係る検定の実施	4

告 示

高知県告示第366号

次の保安林を解除予定保安林にしたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2の規定により告示する。

平成30年4月24日

高知県知事 尾崎 正直

- 解除予定に係る保安林の所在場所  
高知市孕東町字田有ヶ山86の1・87の1・88の1 (以上3筆について次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的  
名所又は旧跡の風致の保存
- 解除の理由  
鉱業用地とするため  
(「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部治山林道課及び高知市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第367号

平成29年11月高知県告示第735号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を香美市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成30年4月24日

高知県知事 尾崎 正直

- 所在不明の森林所有者
  - ア 登記簿記載の住所  
香美郡横山村別府246番地  
イ 氏名  
宗石 太郎
  - ア 登記簿記載の住所  
香美郡物部村仙頭187番地2  
イ 氏名  
宗石 計佐義
  - ア 登記簿記載の住所  
香美郡土佐山田町366番地16  
イ 氏名  
杉本 盛重
  - ア 登記簿記載の住所  
高知市新屋敷二丁目6番8号  
イ 氏名  
森岡 梅尾
  - ア 登記簿記載の住所  
香美郡横山村別府255番地  
イ 氏名  
宗石 長太郎
  - ア 登記簿記載の住所  
香美郡物部村大栃2304番地  
イ 氏名  
宗元 功

2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨

- 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的  
次に掲げる告示(重要流域(平成29年3月農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。)に係るものに限る。)で定めるところによる。  
昭和61年7月農林水産省告示第1131号
- 変更後の指定施業要件  
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第368号

平成29年11月高知県告示第738号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を仁淀川町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成30年4月24日

高知県知事 尾崎 正直

- 所在不明の森林所有者

- ア 登記簿記載の住所  
高岡郡仁淀村川渡599番地1  
イ 氏名  
大黒 友春
- ア 登記簿記載の住所  
高岡郡仁淀村別枝1943番地  
イ 氏名  
中平 初男
- ア 登記簿記載の住所  
高岡郡仁淀村別枝1923番地  
イ 氏名  
杉本 一男
- ア 登記簿記載の住所  
高知市福井町495番地25  
イ 氏名  
小野 静子
- ア 登記簿記載の住所  
高岡郡仁淀村別枝1398番地  
イ 氏名  
中添 秀雄
- ア 登記簿記載の住所  
高岡郡仁淀村別枝1380番地  
イ 氏名  
小野 章

2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨

- 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和63年9月農林水産省告示第1365号
- 変更後の指定施業要件  
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第369号

平成29年11月高知県告示第740号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を室戸市役所及び関係町村役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成30年4月24日

高知県知事 尾崎 正直

- 所在不明の森林所有者
  - ア 登記簿記載の住所  
安芸郡北川村柏木  
イ 氏名  
浜渦 良衛

(2)ア 登記簿記載の住所 安芸郡北川村柏木 イ 氏名 浜渦 常義	安芸郡北川村柏木 イ 氏名 左京 市松	イ 氏名 浜渦 良衛
(3)ア 登記簿記載の住所 安芸郡北川村柏木 イ 氏名 浜渦 福太郎	(14)ア 登記簿記載の住所 安芸郡北川村柏木 イ 氏名 松本 三次	(25)ア 登記簿記載の住所 安芸郡北川村柏木255番地 イ 氏名 浜渦 幾次
(4)ア 登記簿記載の住所 安芸郡北川村柏木39番屋敷 イ 氏名 浜渦 清海	(15)ア 登記簿記載の住所 安芸郡北川村柏木 イ 氏名 浜渦 浅次	(26)ア 登記簿記載の住所 安芸郡北川村柏木 イ 氏名 浜渦 竹次
(5)ア 登記簿記載の住所 安芸郡北川村柏木568番地 イ 氏名 浜渦 市正	(16)ア 登記簿記載の住所 安芸郡北川村柏木 イ 氏名 松本 丑太郎	(27)ア 登記簿記載の住所 安芸郡東洋町野根丙1321番地 イ 氏名 桧垣 収
(6)ア 登記簿記載の住所 安芸郡北川村柏木 イ 氏名 浜渦 安太郎	(17)ア 登記簿記載の住所 安芸郡北川村柏木 イ 氏名 川口 清男	(28)ア 登記簿記載の住所 安芸郡東洋町野根字中村神明谷丙3001・丙3002号番地 イ 氏名 神明宮
(7)ア 登記簿記載の住所 安芸郡北川村柏木 イ 氏名 浜渦 政次	(18)ア 登記簿記載の住所 安芸郡北川村柏木5番屋敷 イ 氏名 浜渦 市正	(29)ア 登記簿記載の住所 室戸市羽根町乙1430番地 イ 氏名 伊藤 漁繁
(8)ア 登記簿記載の住所 安芸郡北川村柏木 イ 氏名 浜渦 孫太郎	(19)ア 登記簿記載の住所 安芸郡北川村柏木408番地 イ 氏名 浜渦 重治	(30)ア 登記簿記載の住所 室戸市元 イ 氏名 門田 卯太郎
(9)ア 登記簿記載の住所 安芸郡北川村柏木 イ 氏名 樋口 佐賀次	(20)ア 登記簿記載の住所 安芸郡北川村柏木6番屋敷 イ 氏名 浜渦 良衛	(31)ア 登記簿記載の住所 室戸市元甲2159番地 イ 氏名 浜中 邦彦
(10)ア 登記簿記載の住所 安芸郡北川村柏木 イ 氏名 浜渦 万次	(21)ア 登記簿記載の住所 安芸郡北川村柏木125番地 イ 氏名 浜渦 治之助	(32)ア 登記簿記載の住所 高知市八反町二丁目11番19号 イ 氏名 西田 善平
(11)ア 登記簿記載の住所 安芸郡北川村柏木 イ 氏名 浜渦 喜代松	(22)ア 登記簿記載の住所 安芸郡北川村柏木3番屋敷 イ 氏名 浜渦 佐賀	(33)ア 登記簿記載の住所 京都府長岡京市緑が丘20番13号 イ 氏名 和田 康雄
(12)ア 登記簿記載の住所 安芸郡北川村柏木 イ 氏名 東野 伝太郎	(23)ア 登記簿記載の住所 安芸郡北川村柏木25番屋敷 イ 氏名 浜渦 嘉九次	(34)ア 登記簿記載の住所 安芸郡北川村柏木 イ 氏名 浜渦 清海
(13)ア 登記簿記載の住所	(24)ア 登記簿記載の住所 安芸郡北川村柏木449番地	(35)ア 登記簿記載の住所 安芸郡北川村柏木5番屋敷 イ 氏名

浜渦 福太郎  
 (36)ア 登記簿記載の住所  
 安芸郡北川村柏木  
 イ 氏名  
 浜渦 伊勢松

2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨  
 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的  
 次に掲げる告示で定めるところによる。  
 昭和63年10月農林水産省告示第1718号  
 (2) 変更後の指定施業要件  
 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

**高知県告示第370号**  
 平成29年12月高知県告示第805号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を仁淀川町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。  
 平成30年4月24日  
 高知県知事 尾崎 正直

1 所在不明の森林所有者  
 (1)ア 登記簿記載の住所  
 高岡郡仁淀村別枝2059番地  
 イ 氏名  
 山下 紅葉  
 (2)ア 登記簿記載の住所  
 高岡郡仁淀村別枝2163番地  
 イ 氏名  
 西岡 登  
 (3)ア 登記簿記載の住所  
 高岡郡仁淀村別枝2252番地  
 イ 氏名  
 西村 重義  
 (4)ア 登記簿記載の住所  
 静岡県静岡市丸子三丁目2番D3-306号  
 イ 氏名  
 名越 元威  
 (5)ア 登記簿記載の住所  
 高岡郡仁淀村川渡204番地3  
 イ 氏名  
 農本 芳男

2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨  
 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。  
 昭和62年12月農林水産省告示第1525号  
 (2) 変更後の指定施業要件  
 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

**高知県告示第371号**  
 漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。  
 平成30年4月24日  
 高知県知事 尾崎 正直

1 届出事項  
 (1) 発起人の住所及び氏名  
 須崎市 浜田 勝  
 " 林 幸生  
 " 村上 一  
 (2) 加入区の名称  
 野見加入区  
 (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称  
 野見漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧  
 (1) 縦覧期間  
 平成30年4月24日から同年5月8日まで  
 (2) 縦覧場所  
 野見漁業協同組合

**高知県告示第372号**  
 漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。  
 平成30年4月24日  
 高知県知事 尾崎 正直

1 届出事項  
 (1) 発起人の住所及び氏名  
 土佐清水市 網野 和芳  
 " 太田 茂幹  
 " 竹内 長男  
 (2) 加入区の名称  
 下ノ加江加入区  
 (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

高知県漁業協同組合  
 2 指定漁船調書の縦覧  
 (1) 縦覧期間  
 平成30年4月24日から同年5月8日まで  
 (2) 縦覧場所  
 高知県漁業協同組合下ノ加江支所

**高知県告示第373号**  
 漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。  
 平成30年4月24日  
 高知県知事 尾崎 正直

1 届出事項  
 (1) 発起人の住所及び氏名  
 幡多郡大月町 福田 昭一  
 " 坂本 越郎  
 " 坂本 三男  
 (2) 加入区の名称  
 一切加入区  
 (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称  
 すくも湾漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧  
 (1) 縦覧期間  
 平成30年4月24日から同年5月8日まで  
 (2) 縦覧場所  
 すくも湾漁業協同組合一切支所

**高知県告示第374号**  
 河川法(昭和39年法律第167号)第75条第3項の規定に基づき工作物を除却し、又は除却させ、同条第4項の規定により当該工作物を保管したので、同条第5項の規定により次のとおり告示する。  
 なお、当該工作物の所有者、占有者その他当該工作物について権原を有する者(以下「所有者等」という。)は、平成30年9月12日までに当該工作物の返還を受けることができる。  
 平成30年4月24日  
 河川管理者  
 高知県知事 尾崎 正直

1 保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量  
 H鋼2本  
 2 保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日時  
 二級河川浦尻川 土佐清水市浦尻166番地先

- 平成30年3月13日午前11時
- 3 工作物の保管を始めた日時及び保管の場所  
平成30年3月13日午前11時43分  
土佐清水市西町4番5
- 4 工作物の所有者等の行うべき措置  
工作物の所有者等は、期限までに高知県幡多土木事務所の指示に従い、当該工作物の返還を受けること。
- 5 河川管理者の措置  
河川管理者は、工作物の所有者等が4の措置を行わないときは、河川法第75条第6項の規定に基づく売却又は同条第7項の規定に基づく廃棄を行うものとする。  
なお、期限までに工作物の所有者等が判明した場合は、同条第9項の規定により、当該所有者等に当該工作物の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用を請求するものとする。
- 6 問い合わせ先  
四万十市古津賀4番61 高知県幡多土木事務所維持管理課  
(電話番号0880-34-5291)

**高知県告示第375号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。  
その関係図面は、平成30年4月24日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成30年4月24日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道  
2 路線名 有岡川登  
3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
四万十市手洗川字西チシヤノ木3336番1から 四万十市手洗川字小森3371番1まで	367	平成30年4月24日

**公 告**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。  
平成30年4月24日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成28年3月25日 27高東土第3248号	長岡郡本山町本山字 銀杏ノ木1057番1ほか31筆 (うち第3工区に係るもの)	長岡郡本山町本山 504 本山町長 細川 博司

**公安委員会告示**

**高知県公安委員会告示第5号**

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を次のとおり実施する。

平成30年4月24日

高知県公安委員会委員長 西山 彰一

- 1 検定を実施する警備業務の種類及び級  
交通誘導警備業務 2級
- 2 検定の実施日及び開始時間並びに実施場所  
(1) 検定の実施日及び開始時間  
平成30年7月25日(水)午前9時  
(2) 検定の実施場所  
高知市春野町芳原2485番地  
高知県立春野総合運動公園陸上競技場
- 3 検定の実施予定人員  
30人
- 4 受検資格者  
高知県内に住所を有する者(以下「県内に住所を有する者」という。)又は高知県外に住所を有する者で高知県内に設けられた警備業の営業所に所属する警備員(以下「県外に住所を有する警備員」という。)とする。
- 5 検定の方法  
学科試験及び実技試験により行い、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。  
(1) 学科試験  
ア 警備業務に関する基本的な事項  
イ 法令に関すること。  
ウ 車両等の誘導に関すること。  
エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。  
(2) 実技試験

- ア 車両等の誘導に関すること。  
イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 6 検定の申請手続  
検定を受けようとする者は、次のとおり検定の申請手続を行うこと。  
(1) 検定の申請の受付期間  
平成30年6月11日(月)から同月15日(金)までの午前8時30分から午後5時までの間とする。  
(2) 検定申請書等の提出方法  
検定申請書等は、県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署に、県外に住所を有する警備員にあつてはその属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出すること。  
なお、郵送又は代理人による申請は、受け付けない。  
(3) 提出書類等  
ア 検定申請書 1通  
イ 県内に住所を有する者にあつては住所地を疎明する書面、県外に住所を有する警備員にあつては当該営業所に属することを疎明する書面 1通(現に警備員であつて、住所地及びその属する営業所の所在地の両方を高知県内に有するものにあつては、いずれも提出することを要しない。)  
ウ 写真(検定の申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 2枚  
(4) 受検対象者の確定方法  
受検対象者の確定方法は、先着順とし、検定の実施予定人員に達した時点で検定の申請の受付を締め切る。  
(5) 受検票の交付  
受検対象者として確定した者に対しては、検定申請書等を受理した警察署において受検票を交付する。
- 7 検定手数料の額並びに納付の時期及び方法  
検定を受けようとする者は、検定手数料として、14,000円の額に相当する高知県収入証紙を検定申請書等の提出時に納付すること。  
なお、納付された検定手数料は、返還しない。
- 8 検定の実施に関し必要な事項  
(1) 受検時の服装  
警備員にあつては制服とし、その他の者にあつては実技試験を受けられる服装とすること。  
(2) 持参品  
ア 受検票

<p>イ 筆記用具 ウ 警笛（実技試験に使用するので、本人が使用しているものがあれば持参すること。） エ 帽子（制服で使用している帽子、ヘルメット等）又は運動帽 オ 雨着（雨天時に使用する。） カ 昼食（学科試験に合格した場合に必要となる。）</p> <p>9 検定の実施に関する問い合わせ先 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話番号088-826-0110内線3022、3024）又は県内の各警察署警備係担当係</p>	
---	--